

愛知橋橋梁修繕工事請負契約の締結につき議決を求めること について

愛知橋橋梁修繕工事請負契約を次のとおり締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和8年8月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 契約の目的 愛知橋橋梁修繕工事
- 2 契約金額 172,673,600円
- 3 契約の相手方 滋賀県東近江市瓜生津町1197番地
株式会社ウリウ土木
代表取締役 藤川 洋大

提案理由

愛知橋橋梁修繕工事請負契約の締結について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。